

様式1（小）

6清教7小発第 53号

令和 7年 3月 5日

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第七小学校

校長名 吉田 有子

### 令和7年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

#### 記

#### 1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標「◎よく考える子 ○思いやりのある子 ○健康で強い子」を受けて以下に設定する。

- ・心と体を一体としてとらえ、心と体をつなげる力を育む。
- ・自分も相手も大切にし、ありのままの自他を認め合う力を育てる。

#### 2 教育目標を達成するための基本方針

日頃の児童の実態把握、校内委員会及び巡回相談心理士の助言を元に児童の特性に応じた指導・支援を行う。特別支援教室において、自立活動の充実を図り、児童の社会性を育む。個々の特性に応じてスモールステップで目標達成できるような指導法を工夫する。

#### 3 指導の重点

- ・発達障害等のある児童がかかえる困難の背景や要因等を明らかにするとともに、在籍する学級の状況、他の児童との人間関係等を十分に把握し、児童一人一人の困難に応じた自立活動を実施する。
- ・児童のソーシャルスキルの向上を目指し、対人関係の取り方や状況に合わせた行動を身に付けさせ児童の「他者と共に考える力」「他者と共生できる力」を育成する。
- ・在籍学級での集団への参加を促したり、コミュニケーション能力を養ったりするために、児童の実態によって効果的に小集団を取り入れる等、工夫する。

#### 4 その他の配慮事項

- ・在籍学級や家庭、地域、医療機関等の外部の専門機関等との連携の充実を図る。
- ・巡回相談心理士等による指導・助言を元に効果的な活動を図る。
- ・さまざまな機会を活用し、児童や保護者への特別支援教室の理解への促進を図る。
- ・児童一人一人の特性に応じ、学校全体における教室環境の整備を図る。
- ・発達障害教育の専門性の向上を図るため、校内において特別支援全体会を計画的に実施する。
- ・特別支援教室専門員や巡回相談心理士、専門機関と連携し、児童一人一人の実態や変容の把握に努める。